

# 定期講習の受講について

**建築士の資質の維持・向上を目的として、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年ごとに受講しなければなりません。**

## 1 受講対象は？

建築士事務所に所属するすべての建築士に受講義務があります。

## 2 受講期限は？

建築士事務所に所属される方・・2029年3月31日が受講期限です。  
(一級建築士試験に合格した年度（2025年度に合格した場合）の翌年度の開始日から起算して3年）

建築士事務所に所属されない方・・定期講習の受講義務はありません。

- ※ 一級建築士の免許登録後、すぐに建築士事務所に所属されない場合であっても、2029年3月31日までに建築士事務所に所属される場合、2029年3月31日が受講期限となります。
- ※ 2029年4月1日以降に建築士事務所に所属された場合、遅滞なく定期講習を受講しなければなりません。

## 3 受講しなかった場合は？

定期講習を受講期限内に受講しない場合は、建築士法第10条に基づく懲戒処分（戒告・業務停止）の対象となり、氏名、建築士事務所名等が公表されることになります。

※ 申し込み・講習に関する問い合わせについては、下記登録講習機関へ直接ご連絡ください。

講習機関名	電話番号	ホームページ
(公財)建築技術教育普及センター	050-3645-2717	<a href="https://www.jaeic.or.jp/">https://www.jaeic.or.jp/</a>
(株)日建学院	0120-243-229	<a href="https://www.nik-g.com/">https://www.nik-g.com/</a>
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	075-212-9989	<a href="http://www.jfs2001.com/">http://www.jfs2001.com/</a>
(株)総合資格学院法定講習センター	03-3340-3081	<a href="https://hotei.shikaku.co.jp/">https://hotei.shikaku.co.jp/</a>
ビューローベリタスジャパン(株)	03-6777-3529	<a href="https://www.bvjc.com/">https://www.bvjc.com/</a>
特定非営利活動法人 東京土建ATEC	03-6915-2284	<a href="https://www.doken-atec.jp/">https://www.doken-atec.jp/</a>
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	048-669-1551	<a href="http://kenchikushiencenter.jp/">http://kenchikushiencenter.jp/</a>
(株)ERIアカデミー	03-5775-7848	<a href="https://www.a-eri.co.jp/">https://www.a-eri.co.jp/</a>
(株)確認サービス	052-238-7763	<a href="https://www.kakunin-s.com/">https://www.kakunin-s.com/</a>
TAC(株)	0120-509-117	<a href="https://www.tac-school.co.jp">https://www.tac-school.co.jp</a>
(株)Gakken LX	03-4330-4028	<a href="https://kenchiku.gakkenlx.jp/">https://kenchiku.gakkenlx.jp/</a>

## 4 定期講習の内容は？

法令により定められた建築物の建築に関する法令に関する科目（建築基準法、建築士法その他関係法令に関する事項）と設計及び工事監理に関する科目（最新の建築技術、設計及び工事監理の実務の動向、事故・処分事例等）の講義及び修了考査を行います（合計6時間以上）。

## 5 現在、二級所属建築士の場合は？

一級建築士試験に合格したことによって、二級建築士としての定期講習の受講義務がなくなるわけではありません。そのため、二級建築士として前回、定期講習を受講した年の翌年度から3年以内に二級建築士の定期講習を受講しなければなりません。なお、一級建築士試験に合格しその後一級建築士として登録して、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受けたものとみなされます。

## 参考情報

### 建築士事務所への所属

建築士は、建築士事務所の登録を受けないで、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等（設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理その他の業務）を行うことができません。よって、建築士が設計等を業として行う場合は、建築士事務所に所属する必要があります。

建築士として設計等の業を行うには、以下の方法などがあります。

- ① 現在、建築士事務所登録されている事務所に所属する。
- ② 自らが開設者及び管理建築士となり、建築士事務所を開設する。

※ 管理建築士となるためには、建築士として3年以上の設計等の業務に従事した後、登録講習機関による「管理建築士講習」を修了する必要があります。

※ 建築士事務所の登録は、各都道府県知事が指定した各都道府県建築士事務所協会（未指定県においては各県の窓口）にて受け付けています。

### 建築士の届出義務

#### ＜住所等の届出＞

建築士は、①住所・本籍、②建築に関する業務に従事する方は、勤務先名称・所在地・業務種別、③建築士事務所の名称・開設者に変更があったときは、届け出なければなりません。

#### ＜死亡等の届出＞

建築士が、①死亡、②禁固以上の刑など欠格事由に該当に至ったときは、届け出なければなりません（死亡の場合は、相続人）。